

塩井小学校 いじめ防止基本方針

1 はじめに

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳を保持することを目的に、教育委員会、学校、地域住民、家庭、その他の機関及び関係者との連携のもと、いじめ問題の克服に向け、未然防止、早期発見、早期対応・組織的対応等に全力で取り組むものとする。

2 いじめの定義及びいじめに対する本校の基本認識

(1) いじめの定義と理解

「いじめ」とは、「①児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う、②心理的又は物理的行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、③当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」ととらえる。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立つて行うものとする。

〈いじめの様態〉

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧ パソコンや携帯電話（スマートフォンを含む）等で誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(2) いじめの解消

いじめの解消とは、以下の①・②の要件を満たす必要がある。

①「いじめに係わる行為が止んでいること」

被害者に対する心理的行為または物理的影響を与える行為が止んでいることが相当の期間継続していること（少なくとも3ヶ月以上）

②「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」

（被害児童本人及びその保護者へ面談等により確認する）

3 いじめ防止のための取組

(1) 教職員による指導について

- ・ いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議等で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていく。
- ・ 児童に対して、全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。
- ・ 常日頃から、児童と教職員がいじめとは何かについて認識を共有する手段を講ずる。
- ・ 学校環境適応尺度「アセス」・「Q-Uテスト」を活用し、定期的・多面的に児童の学校適応感を把握し、よりの確な支援を行う。
- ・ いじめの実態を把握するため、いじめアンケートを定期的に行い、児童の個別面談とあわせて早期対応を図る。
- ・ ユニバーサルデザインを取り入れ、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進め、学習についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスとならないようにする。
- ・ 教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) 児童に培う力とその取組

① 児童に培う力

- ・ 他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操
- ・ 自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度
- ・ 児童が他者と円滑なコミュニケーションを図る能力
(自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる能力)
- ・ ストレスに適切に対処できる力
(ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力)
- ・ 自己有用感、自己肯定感

② その取組

- ・ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進。
- ・ 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくり (UDLの視点)
- ・ 一人一人が活躍できる集団づくり (学級経営・縦割り活動の充実)
- ・ 自分の役割をきちんと果たすことで、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会。
- ・ SEL (社会性と情動の学習) の計画的実施による望ましい対人スキルの獲得。
- ・ 目標や目的を明確にし、主体的に取り組むことを通して困難な状況を乗り越えるような体験の機会。
- ・ 社会参画活動の推進。

(3) いじめ防止のための組織 (法22条: 必置) と具体的な取組

- ・ いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、下記関係者からなる「いじめの防止等の対策のための組織」を置く。
 - 校内職員: 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭
 - 校外関係者: 学校評議員、地区民生委員代表、主任児童委員、学校医
- ・ 当該組織は学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担い、下記の具体的取組を行う。
 - 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な計画の作成・実行・検証・修正等を行う。
 - i いじめを正しく理解し対応するための校内研修や職員会議等の情報提供の機会を設定する。
 - ii 学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じることもできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるようにする。
 - いじめの相談・通報の窓口としての対応を行う。
 - いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。
 - いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急に会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に行う。

(4) 児童の主体的な取組

- ・ 児童会によるあいさつ運動や「ふわふわことば」の使用等、児童自らがいじめの問題を含め、他人のことを考え思いやりの心を持つことができるような活動を推進する。
- ・ 「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける (チク) ることは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」等の考え方は誤りであることや、ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的危害になること等を学ばせる。

(5) 家庭・地域との連携

- ・ 学級懇談会、家庭訪問、学校 (学級) だより等を通じて「学校いじめ防止基本方針」について理解を得るとともに、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めながら緊密な連携

協力体制を図っていく。

- ・学校、家庭、地域がネットいじめを含めたいじめの問題について協議する機会を設け、地域と連携した対策を推進する。

4 早期発見の在り方

(1) 見えにくいいじめを察知するための具体的な対応

- ・いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換、情報共有を行い、いじめを積極的に認知するよう努める。
- ・定期的なアンケート調査により、短期におけるいじめの全体像を把握しながら、定期的な教育相談・日常の観察による声かけを実施することにより、個別の状況把握に努める。また、児童が日頃からいじめを訴えやすい学級経営や信頼関係の構築に努める。
- ・休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配ったり、自学ノートや生活カード等、教職員と児童の間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりする。

(2) 相談窓口などの組織体制

- ・児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、定期的に体制を点検し、児童及びその保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。
- ・電話相談窓口等について広く周知する。
- ・教育相談等で得た個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。
- ・児童に対して多忙さやイライラした態度を見せ続けることは避ける。
- ・児童の相談に対し、「大したことではない」「それはいじめではない」などと悩みを過小評価したり、相談を受けたにもかかわらず真摯に対応しなかったりすることは絶対にしない。

(3) 地域や家庭との連携について

- ・より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

5 いじめに対する措置（早期対応・組織的対応）

(1) 素早い事実確認・報告・相談

- ・発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、事実確認を行い、いじめた児童へ適切に指導する。軽微な事案でも、関係職員へ連絡し、以後の見守りに生かす。
- ・児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。また、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つ。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく米沢警察署と相談して対処する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに米沢警察署に通報し、適切に援助を求める。

(2) 発見・通報を受けての組織的な対応

- ・発見、通報を受けた教職員は躊躇なく、校内の「いじめの防止等の対策のための組織」に報告し組織的対応を図る。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るな

どして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに、被害・加害児童の保護者にも連絡し、事後の対応に当たる。

(3) 被害者への対応及びその保護者への支援

- ・いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝える等、自尊心を高めるよう留意する。また、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。
- ・家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者へ事実関係を伝える。いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行う等、いじめられた児童の安全を確保する。
- ・いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導する等、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

(4) 加害児童及びその保護者への対応

- ・教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。
- ・いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じ外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する。また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ・いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- ・教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも検討する。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。又、状況に応じて出席停止制度の活用について米沢市教育委員会と協議する。

(5) 集団へのはたらきかけ

- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるように指導する。
- ・いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集

団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきであることを指導する。また、全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

(6) インターネット上のいじめへの対応 等

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。また、必要に応じて法務局または地方法務局の協力や米沢警察署の適切な援助を求める。
- ・パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話等のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、校内における情報モラル教育を進めるとともに、保護者にも学級懇談会、学校だより等で積極的に理解を求めていく。

6 重大事態への対処

(1) 基本的な対処の構造

- ・重大事態が発生した際は、直ちに教育委員会を通じて市長に報告する。また、当該重大事態が、生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるときには直ちに米沢警察署に通報する。
- ・重大事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、速やかに事実関係を明確にするための調査を実施する。この調査を行う主体や調査組織については、教育委員会の判断に応じ、調査を行う際は、教育委員会から必要な指導及び支援に沿って行う。
- ・上記の調査を行うにあたっては、第三者の参画を得て、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ・当該児童及びその保護者に対し、調査結果等の必要な情報を適切に提供する。

<重大事態への対処の基本的な姿勢>

- いじめがあったのではないかとという姿勢で事実に向き合う。
- 児童・保護者を含め学校全体の問題であると認識し、予断を許さず客観的な事実関係の詳細を明確にする姿勢を持つ。
- 調査は迅速かつ計画的に行う。
- 児童及び保護者に十分説明し、了解を得ながら対応する。
- 児童のプライバシーに十分配慮しつつ、必要な情報は適宜提供する。

(2) 重大事態への対処

① 重大事態の発生と調査

<重大事態に該当する状況>

ア いじめにより、当該児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

「生命、心身又は財産に重大な被害」に該当すると考えられるケース

- 児童が自殺を図った場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより転学を余儀なくされた場合等

イ いじめにより、当該児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※「相当の期間」については年間30日を目安とする。ただし、30日に達していない場合でも、いじめが関係することが考えられ、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合は、教育委員会の指示を仰ぎ迅速に対応する。

- ウ 児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときには、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

<重大事態の報告>

重大事態が発生した場合、教育委員会を通じて市長へ事態発生と経過について報告する。また、当該重大事態が、生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるときには直ちに米沢警察署に通報する。

<調査の趣旨及び調査主体>

法28条に規定する調査は、当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。学校が調査の主体になった場合、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会に調査を依頼する。学校が調査主体となる場合であっても、教育委員会から必要な指導や人的措置も含めた適切な支援を仰ぐ。

<調査を行うための組織>

発生した事案が重大事態であると判断した場合は、いじめの防止等の対策のための組織等を母体として、適切な専門家を加えて調査を実施する。

<事実関係を明確にするための調査の実施>

重大事態に至る要因となったいじめ行為について、時期や具体的な内容、いじめの背景や児童の人間関係、学校の対応等、事実関係を可能な限り明確にし、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図る。

② 調査結果の提供および報告

ア いじめを受けた児童、その保護者に対する適切な情報提供の責任

いじめを受けた児童やその保護者に対して必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査した事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。情報提供にあたっては、適時・適切な方法で経過報告を行う。

イ 調査結果の報告

調査結果は教育委員会を通じて市長に報告する。また、調査の報告にあたっては、可能な限り、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するものとなるよう配慮する。

7 教育相談体制・生徒指導体制

(1) 教育相談体制と活動計画

- ・「いじめアンケート」の実施、それを受けた「児童と語る会」を通し、児童の心の声を拾いあげ、いじめの問題の未然防止、早期発見、早期対応に努める。
- ・担任、特別支援コーディネーター、養護教諭等の連携により、教育相談体制を機能させる。
- ・具体的活動としては、アセス、Q-Uの実施・学級経営研修会・子どもと語る週間・子どもを語る会を行う。

(2) 生徒指導体制と活動計画

- ・児童にとって実感のともなう活動ができるよう価値付けを行い指導する。
- ・指導方針の共有、組織的指導を常に意識して指導、支援にあたる。
- ・あいさつ運動や「ふわふわ言葉・行動」の実践、縦割り班活動等により、児童の心を育んでいく。

8 校内研修

(1) いじめの理解、組織的な対応、指導記録の生かし方等に関する研修計画

- ・いじめに係る研修を年間計画に位置づけ、学期に一度、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行い教職員の共通認識を図る。
- ・特に「道徳の授業」の充実、米沢市「だれもが行きたくなる学校づくり」について研修を深め、いじめの問題の未然防止に努める。

9 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 「いじめ防止基本方針」をはじめとするいじめ防止の取組については、学校評価PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、教育相談委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

10 その他

- (1) 社会参画活動、縦割り活動による自己有用感、自己肯定感の育成
 - ・地域行事やスポーツイベントへの積極的参加、小・中学校間の連携及び交流、縦割り活動による異年齢交流等を通し、児童の自己有用感、自己肯定感を育成し、いじめの問題の未然防止に努める。
- (2) 校務の効率化
 - ・教職員が児童と向き合い、いじめ防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。